

令和7年度
(2025年度)



福岡県立大学
看護実践教育センター
特定行為研修部門

募集要項

〒825-8585

福岡県田川市大字伊田 4395 番地

Tel : 0947-42-2118(代表)

Fax : 0947-42-6171

福岡県立大学看護実践教育センター
特定行為研修部門

1 特定行為研修の概要

1) 特定行為研修の基本理念

看護実践教育センターは本学の教育理念「保健・医療・福祉分野の地域貢献活動の充実」をもとに、多面的な視野に立ち、人間と健康に関わる問題を解決できる看護実践の中核的な役割を果たす看護職の育成を目指している。本学のある筑豊地域は、県内でも高齢化が先立って進展し、在宅医療ニーズが増加している。そのため、在宅での看取りを含めた高い看護実践能力が求められる。そこで研修を受けた看護師が、実践的な理解力、思考力及び判断力かつ高度な専門的知識と技術を発揮でき、チーム医療・多職種協働のためのキーパーソンとしての役割を担い、地域医療に貢献できる看護師の人材育成に寄与することを目的とする。

2) 研修目標

- (1) 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、特定行為を行う上での知識、技術、態度の基礎的能力を習得すること。
- (2) 患者の安心に配慮しつつ、特定行為を安全に実行できる実践能力を習得すること。
- (3) 医師を含む他職種との連携において、各専門職が効果的に医療を担えるための対人関係能力を習得すること。
- (4) 患者のニーズに応え、自らの実践を振り返り、さらに看護実践を標準化する能力を習得すること。

3) 研修の特色

- (1) 充実したシミュレーションシステムにより、実践的な演習を重点的に行うことができ、特定行為実践における技能向上が図れる。
- (2) 高齢で慢性期にある患者が多い筑豊地域のニーズに沿った特定行為研修を受講できる。
- (3) 受講コースの選択ができるメリットを備え、在宅を含む医療現場の質向上に応じることができる。

4) 開講する特定行為研修及び総定員

特定行為研修	定員	総定員
在宅・慢性期領域パッケージ	2名	6名
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	2名	
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	2名	

5) 受講資格

次の各号に全て該当する人が受講できます。

- (1) 日本国内における看護師免許を有する者
- (2) 前号の資格取得後、通算5年以上の実務経験を有している者
- (3) 所属長もしくは看護部門長等の推薦を有するとともに、原則として研修生の所属する機関での特定行為の実践・協力が得られること
- (4) 本研修修了後、特定行為を通じて医療の発展、社会貢献に寄与する意欲があること

6) 研修期間

①在宅・慢性期領域パッケージ

2025(令和7)年4月1日 ～ 2026(令和8)年3月31日

②栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

2025(令和7)年4月1日 ～ 2025(令和7)年12月31日

③栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連／血糖コントロールに係る薬剤投与関連

2025(令和7)年4月1日 ～ 2025(令和7)年12月31日

7) 協力施設

【6施設】

- ・田川市立病院
- ・一般社団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院
- ・嘉麻赤十字病院
- ・地方独立行政法人川崎病院
- ・京都病院
- ・飯塚市立病院
- ・その他：受講生の所属施設による実習

8) 研修内容と時間数及びスケジュール

(1) 共通科目 (全区分別科目において必須科目)

科目名	時間
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	48
臨床薬理学	46
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	51
合 計	260

(2) 区分別科目

区分科目名	特定行為名	時間
①在宅・慢性期領域パッケージ	呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 気管カニューレの交換	12
	ろう孔管理関連 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	20
	創傷管理関連 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	30
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 脱水症状に対する輸液による補正	12
合 計		74
②栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	17.5
	脱水症状に対する輸液による補正	
合 計		17.5
③栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	17.5
	脱水症状に対する輸液による補正	17
	インスリンの投与量の調整	
合 計		34.5

(3) スケジュール

【共通科目履修】 4月～9月初旬頃

- ・講義について（e-learning の視聴期間は1年間）
受講者それぞれが、定められた期間^{注1)}までに e-learning（192時間）の受講を行います。
- ・演習及び実習について^{注2)}（福岡県立大学もしくは協力施設の研修室で集合研修となります）
演習45時間、実習17時間、筆記試験7時間

【区分別科目履修】 9月～研修ごとに異なる

- ・講義について（e-learning の視聴期間は9月～11月）
受講者それぞれが、定められた期間^{注1)}までに e-learning（区分により時間数は異なる）の受講を行います。
- ・演習及び実習について^{注2)}（福岡県立大学の研修室で集合研修となります）
 - ①在宅・慢性期領域パッケージ 演習7時間、OSCE 3時間、筆記試験4時間
 - ②栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 演習2時間、筆記試験2時間
 - ③栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連／血糖コントロールに係る薬剤投与関連
演習5時間、筆記試験3時間
- ・その他、必要に応じて補講を実施しています。
- ・区分別科目実習について
協力施設で実施し、各特定行為5症例以上の経験が必要となります。
また、複数回の実習オリエンテーションに参加する必要があります。
 - ①期間 11週間
 - ②期間 5週間
 - ③期間 5週間

注1)各科目の受講日程は、オリエンテーション時に案内します。

注2)演習・実習場所は事前に案内しますが、急な変更がある場合は、その都度お知らせします。

9) 研修受講の中断及び再開等について

特定行為研修開始後に、やむを得ない事情により本研修の中断を希望する場合、また中断の期間中にその事由が消滅したときは、本学規定の様式を提出し、学長の許可を受ける必要があります。ただし、中断の期間は通算して1年を超えることはできません。

10) 修了条件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

共通科目を履修し、筆記試験等に合格した後、特定行為区分別科目を履修し、実技試験、区分別科目実習の観察評価、筆記試験等の科目毎の合格を条件とします。また、修了認定は、特定行為研修管理委員会で行います。

2 申請要領

1) 申請期間

2024（令和6）年10月1日（火）～2024（令和6）年11月1日（金）17時必着

2) 提出書類

(1) 出願書類

様式は、福岡県立大学看護実践教育センター 特定行為研修部門のホームページからダウンロードしてください。 <http://www.fukuoka-pu.ac.jp/center/nursing/index.html>

申請書類等	摘要
受講出願書	センター所定の用紙（様式1）に記入すること
履歴書	センター所定の用紙（様式2）に記入すること 写真は裏面に氏名を書いた写真(上半身・脱帽、正面向きで、出願前3ヶ月以内に撮影したもの。縦4cm×横3cm)を貼ること
資格を証明する書類	(必須) 日本国看護師免許証の写し(A4サイズに縮小する) (該当者) 認定看護師認定証の写し、専門看護師認定証の写し 大学院の修了証の写しもしくは在学証明書
審査票及び審査票控え	センター所定の用紙（様式3）に記入すること ※には記入しない
推薦書	センター所定の用紙（様式4）に記入すること
勤務証明書	センター所定の用紙（様式5）に記入すること 申請時点で通算5年以上の実務経験を有するとわかること
志願動機	センター所定の用紙（様式6）に記入すること
既修得科目履修免除申請書	該当者のみ、センター所定の用紙（様式12）に記入すること 特定行為研修修了証の写し、受講時の授業概要等の写しを同封すること(提出された書類は返却しない)
審査票控え返信用封筒	返信用封筒(市販の長形3号の封筒(120mm×235mm))に郵便番号、住所、氏名を明記し、254円分の切手(特定記録料金含む)を貼ること
受講考査料	17,000円(郵便為替による。受取人指定欄は記入しないこと)
オンライン入試に関する確認書	センター所定の用紙（別添：確認書）に記入すること
その他	婚姻等により、免許等と姓が異なる場合は、その事を証明する公的書類(戸籍抄本等)を同封すること

※ 消費税の改正によっては、受講考査料の金額が変更となる場合があります。

(2) 申請方法

上記の申請書類を封入の上、封筒の表に「特定行為研修受講申請書類在中」と朱書きしたものを以下の送付先に「一般書留」で送付してください。

原則として郵送としますが、持参する場合は、看護実践教育センター特定行為研修部門までお越し下さい（土日祝日を除く9:00～17:00）。

申請書類送付先 〒825-8585 福岡県田川市大字伊田 4395 番地
福岡県立大学看護実践教育センター 特定行為研修部門
TEL 0947-42-2118(代表) 0947-42-1938(直通)

(3) 申請上の留意事項

- (ア) 申請書類に不備がある場合には、受理しないことがあるので充分注意して下さい。
- (イ) いったん受理した申請書類、受講考査料はどのような理由があっても返還しませんので予めご了承ください。
- (ウ) その他不明な点は、看護実践教育センター特定行為研修部門に問い合わせして下さい。

(4) 審査票控えの送付

審査票控えが、2024(令和6)年11月24日(日)までに未到着の場合、看護実践教育センター特定行為研修部門に連絡して下さい。

Tel : (0947)42-2118(代表)、(0947)42-1938(直通)

3) 選考方法及び日時

(1) 選考方法：書類審査及び面接

(2) 面接日時：2024(令和6)年 11月30日(土)

(3) 面接場所：オンライン(zoom) ※詳細は審査票控えの返信と同時に通知します。

※募集定員以上の応募があった場合は、書類審査により選定した後、面接審査を行います。

4) 合格の通知および合格発表

(1) 2024(令和6)年12月6日(金)に、合格者に通知を発送します。

また、同日14時に、福岡県立大学のホームページに合格者の審査番号を公開します。

<http://www.fukuoka-pu.ac.jp> 看護実践教育センター 特定行為研修部門

但し、ホームページによる公開は補助的なもので、正式な合格通知は、郵送した書類のみとなります。

(2) 電話・FAX・メールでのお問い合わせには対応しません。

3 受講手続及び研修受講料について

合格通知に、選考結果通知書及び誓約書、研修受講料専用振込用紙を同封しますので、指定された期間中に提出してください。

1) 手続き期間

2024(令和6)年12月9日(月)から

2025(令和7)年1月10日(金)17時まで

2) 書類送付方法

原則として郵送(特定記録とする)により、誓約書を送付して下さい。なお、締切日までに手続を完了しない人は、受講を辞退したものと取り扱いますので注意してください。

3) 提出先

福岡県立大学看護実践教育センター 特定行為研修部門

〒825-8585 福岡県田川市大字伊田 4395 番地

Tel : (0947)42-2118(代表)、(0947)42-1938(直通)

4) 看護師特定行為研修にかかる費用(消費税を含む)

各コースの研修受講料 (共通科目を含む)	
① 在宅・慢性期領域パッケージ	5 1 2, 0 0 0 円
② 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	3 3 6, 0 0 0 円
③ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	3 8 7, 0 0 0 円

※受講中に、受講料の額の改定が行われた場合には、改訂後の受講料の額が適用されます。

※消費税の改正によっては、金額が変更となる場合があります。

※既習得科目履修免除申請を行う場合の費用は別途通知します。

5) 納入方法

専用の振込用紙を利用して下さい。

【注意】既納の研修受講料は、どのような理由があっても返還しませんので、予めご了承ください。

4 受講者選考業務における個人情報の取り扱いについて

福岡県立大学看護実践教育センターは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「法律」という。）に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

本学が入学試験業務に際し、取得した個人情報については、以下のように、適切な取り扱いをいたします。あらかじめご了承ください。

- 1) 本センターへの受験の際にお知らせいただいた氏名、住所等の個人情報は、受講者選考(出願処理、選考実施及び合格発表)及び研修受講手続きを行うために使用します。
- 2) 研修受講手続きのみ、個人情報を①教務関係(学籍管理等)、②学生支援関係(健康管理、授業料減免、奨学金申請等)、③授業料徴収に関する業務を行うために使用します。
- 3) 受講者選抜を通じて取得した個人情報の一部または全部を、個人が特定できない形に処理した上で、本センターにおける受講者選抜に関する調査研究及び広報活動等の業務に利用する場合があります。
- 4) 本センターが取得した個人情報は、条例第 5 条第 2 項に規定されている場合を除き、受講者本人の同意を得ることなく他の目的で利用または第三者に提供することはありません。

5 その他

本センターでの研修は、一部 e-learning となるため、各自パソコン等を準備し、通信環境を整えてください。また、研修期間中は看護職賠償責任保険制度への加入（受講者負担）が必要となります。

また、教育訓練給付制度の講座指定により、受講者の方は特定一般教育訓練給付の支給を受けることができます。